

セーフティネット第5号認定（イ-①）のご案内

1 制度概要

全国的に業況の悪化している業種（ただし、経済産業大臣の指定を受けた業種）に属し、経営の安定に支障が生じている中小事業者に対して保証限度額の別枠化等を行い、信用保証協会が借入金の80%を保証する制度です。

2 対象中小企業者

次の全てに該当する方。

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。
- (2) 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
- (3) 1つの指定業種に属する事業のみを行っている、または、2つ以上の業種を行っておりその全てが指定業種に属すること。

※2つ以上の業種を行っており、その全てが指定業種ではないが、1つ以上の指定業種を含む方は、イ-②またはイ-③に該当し、申請様式も異なりますのでご注意ください。

3 申請期間 随時

4 必要書類一覧

必要書類	法人	個人	チェック ✓
認定申請書2通（実印を押したもの）	○	○	
申請書イ-①の添付書類	○	○	
直近1年分の決算書及び申告書の写し	○		
直近1年分の確定申告書及び青色申告決算書の写し		○	
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※コピー可（但し発行後3カ月以内のもの）	○		
営業証明書（税務課にて発行できます）		○※1	
許認可証の写し	○※1	○※1	
指定業種を確認できる書類（取扱い商品がわかる書類、 許認可証、登記事項証明書や営業証明書など）	○	○	
各月の売上高がわかる書類（試算表や売上台帳の写し） ※書類には、事業所名、代表者名、実印を押すこと。	○	○	
委任状（代理申請の場合のみ、様式自由）	○	○	

※1 売上の減少理由（申請書注2）が新型コロナウイルス感染症の場合は、省略可能です。

5 留意事項

- ・ 売上の減少理由（申請書注2）が新型コロナウイルス感染症の場合は、令和2年2月以降の売上高を申請書に記入してください。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効となる場合があります。
- ・ 認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査があります。
- ・ 認定書の有効期限は発行日を含め30日です。

6 申請先・問合せ

加須市役所	産業振興課 加須市三俣 2-1-1	TEL 0480-62-1111（内線 252）
騎西総合支所	地域振興課 加須市騎西 36-1	TEL 0480-73-1111
北川辺総合支所	地域振興課 加須市麦倉 1481-1	TEL 0280-61-1205
大利根総合支所	地域振興課 加須市北下新井 1679-1	TEL 0480-72-1319